

「IPアドレス管理指定事業者契約書」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第5条（権利・義務の譲渡の禁止）</p> <p>乙は、この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。</p>	<p>第5条（権利・義務の譲渡の禁止）</p> <p>乙は、この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の書面 <u>または甲乙双方が合意した方法による電磁的措置</u>による承諾を得た場合は、この限りではない。</p>
<p><u>上記契約成立の証としてこの契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各その1通を保有する。</u></p> <p>****年**月**日</p> <p>(甲)</p> <p>(乙)</p>	<p><u>上記契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれが電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。</u></p> <p>****年**月**日</p> <p>(甲)</p> <p>(乙)</p>